

令和5年度臼杵市団体旅行誘致助成事業実施要綱

(目的)

第1条 近年、国宝臼杵石仏をはじめ中心市街地の町並みを散策する観光客数が減少している。このような現状に鑑み、旅行会社等が取り扱う貸切バスを用いた旅行商品造成の支援を行い、団体旅行の回復を図ることで観光者数の増加に繋げるとともに、国宝臼杵石仏と古い町並の残る中心市街地の双方に足を運んでいただき、臼杵市内に長時間滞在することで、観光者に魅力ある臼杵の歴史や文化を感じ楽しんでいただくことを目的とする。

(実施期間)

第2条 令和5年度臼杵市団体旅行誘致助成事業（以下「助成事業」という。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに申請があった実施団体を対象とする。

(助成要件)

第3条 助成対象者は、第1種、第2種、第3種又は地域限定の旅行業の登録をしている旅行会社とし、助成の対象となる旅行は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

- (1) 1団体20人以上の企画旅行又は手配旅行であること。
- (2) 貸切バスを利用した団体旅行であること。
- (3) 第2条に掲げる期間中に、次のいずれかの条件を満たすこと。ただし、国宝臼杵石仏は必ず観覧すること。

ア) 臼杵市内中心部に位置する観光施設（野上弥生子文学記念館、旧臼杵藩主稲葉家下屋敷、吉丸一昌記念館「早春賦の館」、臼杵市歴史資料館）又は風連鍾乳洞のうち2箇所以上の施設を有料で観覧し、一定の所要時間を費やして散策を行う旅行であること。

イ) 「臼杵まなび旅」の有料プログラムを利用する旅行であること。

- (4) 第2条に掲げる期間中に貸切バス（20人以上乗車）10台以上の誘客を可能とする団体旅行については、国宝臼杵石仏1箇所のみ有料観覧で要件を満たすものとする。ただし、数回にわたる団体旅行により合計で貸切バス（20人以上乗車）10台以上となる場合は、実施期間が3ヶ月を超えないものとし、貸切バス（20人以上乗車）10台以上に達しなければ申請できないものとする。
- (5) 臼杵市内の飲食施設を1箇所以上利用すること。

(助成金の額)

第4条 バス1台につき、次の各号に掲げる額を助成する。ただし、助成は、臼杵市が編成する予算の範囲内での実施とし、予算額の助成金を支給し終えた時点で事業は終了とする。この場合において、次条に定める申請書提出の早い順に助成を受けられるものとし、申請書の提出が同日の場合は、観覧日の早い方を優先する。

(1) 乗客（前条第1号に掲げる施設で観覧料を支払って観覧した者の数をいう。）が20人以上29人以下であるバス1台につき20,000円とする。ただし、前条第4号の要件を満たす場合は、バス1台につき5,000円とする。

(2) 乗客が30人以上であるバス1台につき40,000円とする。ただし、前条第4号の要件を満たす場合は、バス1台につき10,000円とする。

（申請方法）

第5条 助成を受けようとする者は、入場施設で発行する臼杵市団体旅行誘致助成事業助成金申請書（様式第1号）及び臼杵市団体旅行誘致助成事業観覧証明書（様式第2号）を旅行終了後、速やかに市に提出するものとする。

2 提出方法は郵送及びファックスとする。助成を受けることができる優先順位はファックスの到着順とする。

（助成の決定）

第6条 市は、助成金の申請書が提出された順に精査を行い、助成条件及び両施設の観覧実績を確認する。

2 市は、予算の範囲内で助成の可否及び助成額を決定し、臼杵市団体旅行誘致助成事業助成金確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第7条 前条の通知を受けた申請者は、臼杵市団体旅行誘致助成事業助成金請求書（様式第4号）により市に助成金の請求を行うものとする。

2 市は、遅滞なく申請者が指定する口座へ助成金を振り込むものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。